

平成27年11月9日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

相続放棄をしても生命保険金は貰える？ — 死亡保険金は指定受取人のみが取得 —

[1] 困り者の弟が保険金を独り占め？！

Aさんの弟は、友人や職場の同僚など身近な人から借金を繰り返す困り者です。お母様は何度もまとまった現金を用意し、何とか事を治めてきたそうです。そのお母様も先日亡くなり、遺産分割をすることになりました。お母様から存命中にかなりの援助を受けたので、Aさんの弟は相続放棄することを了承しました。弟が相続放棄をしたので、相続人はAさんと姉の2人になりました。Aさん達が、お母様の遺産を調べていたら、生命保険契約の証書が出てきました。契約者・被保険者はお母様で、死亡保険金の受取人は弟に指定されています。弟が相続放棄をしても、この多額の保険金を受け取るようになるのでしょうか。今まで散々皆に迷惑をかけてきた弟だけが、保険金を受け取るのは釈然としません。弟の独り占めを阻止する方法や三分する方法は、ないのでしょうか。

[2] 死亡保険金の受取人

死亡保険金は民法上、相続財産に含まれず**遺産分割の対象になりません**。相続税を計算する上でのみ、**相続により取得したものとみなして課税対象**にします。したがって弟は、受取人に指定されているため保険金の全額を取得します。

[3] 相続税額への影響

もし保険金の受取人が相続人であれば「法定相続人の数×500万円」の非課税枠を適用できます。弟は放棄により相続人でなくなるため、取得した保険金について非課税枠を適用できません。相続税は遺産の合計額に累進税率を乗じて全体の税額を算出し、取得額に応じて各人が負担します。非課税枠を適用できないと、課税対象となる額が大きくなり、税率も全体の税額も高くなってしまいます。**保険金の非課税枠は相続人だけが適用**できるため、受取人の違いは相続税額の全体に影響を及ぼします。

Aさんのお母様は自分が居なくなった後、弟が借金しないで済むように、受取人を弟に指定したのかもしれません。また、契約してから一度も見直すことなく、誰を指定したか忘れたのかもしれません。指定した人は既に亡くなり、その後変更していない場合もあります。保険契約は時々内容を点検し、実状に合うように整えておきましょう。